

新潟市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 5 0 号

新潟市臨時職員に関する規則の一部を改正する規則

新潟市臨時職員に関する規則（平成 6 年新潟市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項第 1 4 号中「行うことをいう。）」の次に「、次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと、又はその子の入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典へ参加すること」を加え、同号に次のように加える。

ア 学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による学校の休業

イ 学校保健安全法第 1 9 条の規定による出席停止

ウ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 9 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第 2 0 条の規定による学校の休業に準ずる事由又はイに掲げる事由に準ずるもの

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の第 5 条第 7 項第 1 4 号の規定により付与された休暇は、改正後の第 5 条第 7 項第 1 4 号の規定により付与された休暇とみなす。